

官民有地境界協定申請事務の取扱いについて

兵庫県阪神北県民局（宝塚土木事務所）

令和2年1月20日

官民有地境界協定申請事務の取扱いについて

第1 申請書の提出先

官民有地境界協定申請書（以下「申請書（様式第1号）」という）は当所に2部提出するものとする。（正本1部・副本1部）

関係課名	隣接公共施設名
管理第1課	県道・一般国道（指定区間外のみ）
管理第2課	一級河川（指定区間のみ）、二級河川等

第2 申請者となるべき者

当該申請地の登記簿上の所有者とする。ただし、次の各号に掲げる場合において、事前協議の結果、局長が認めたときは各号に定める者が申請することができるものとする。

- 1 登記簿上の所有者が死亡している場合には、相続を確認できる書面（戸籍謄本等）を添付のうえ、相続人が申請することができるものとする。なお、相続人が複数である場合は、連名で各自の持ち分を明記すること。また、相続関係を確認できる書面（戸籍謄本等）の原本還付を請求する場合は、下記5によること。
- 2 登記簿上の所有者が未成年者等の場合は、法定代理人であることを証する書面（戸籍謄本等）を添付のうえ、法定代理人が申請するものとする。
- 3 公共事業施行のため境界協定を必要とする場合は、土地所有者の委任状を添付のうえ、「公共団体」が申請することができる。
- 4 登記簿上の所有者以外の者が、申請地の所有権を取得している場合には、所有権を証する書面（売買契約書等）を添付のうえ、申請するものとする。なお、所有権を証する書面（売買契約書等）の原本還付の請求をする場合は、下記5によること。
- 5 上記1又は4に基づき、原本還付を請求する場合は、その全ての写しを添付のうえ、「原本と相違ない」旨の文言と、申請者（代理人）の住所、氏名（土地家屋調査士等の場合は、資格、氏名）を記載し、押印するとともに、各用紙に割印を押印すること。

第3 境界協定事務の代理

- 1 土地家屋調査士、行政書士などが申請者に代わって、事務の全部又は一部を代理する場合は、「申請者」に委任状（様式第2号）を添付のうえ、委任状記載の事務を行うことができる。なお、復代理人も同様とする。
- 2 立会日については、申請者（委任者）で日程調整すること。

第4 添付図書

1 印鑑証明書

2 位置図（付近見取図）

最寄駅、建物、神社、橋、その他主要な建物から申請地に至る見取図で、周辺の地形及び方位を略記したものとする。ただし、市販の地図で適切なものは使用してもよい。

3 法務局備付け公図写し等（登記情報サービスからの取得も可とする。）

(1) 公図写しは、当該申請箇所及び隣接土地周辺全部を転写したもので、当該字名、当該公図の所在する法務局名（出張所名も付記）、転写年月日及び転写者氏名を記載し、転写者が押印したものに限る。

(2) 字限図が着色されている場合は、同様に着色すること。

(3) 土地所在図、地積測量図についても、当該申請箇所及び隣接土地周辺全部を転写のうえ、転写年月日及び転写者氏名を記載し、転写者が押印すること。

(4) 隣接公共施設が字界となっている場合、申請地が複数の字にわたっている場合、複数の字が関係する場合等については、該当する公図等も転写すること。なお、字限図を合成するときには、字限図（合成）と明記すること。

4 申請地の登記事項証明書（全部事項証明書）

転写者がその写しに原本との同一性を証明する旨を記載して記名押印したもの又は取得者が登記情報サービスにより取得した情報に記名押印したのもも可とする。

5 周辺土地調書（様式第3号）

調査した法務局（出張所名も付記）、調査年月日、調査者の資格（職）氏名を明記し、押印したもの（隣接土地、対側地の登記事項証明書の添付でも可）。

6 実測平面図（標準縮尺1/200から1/500）

(1) 縮尺は、現況を表示する適当なものとし、該当申請箇所、周辺の地形及び地上物件を表示した図面に、申請者の主張する境界線（点間距離を記入したもの）を朱線で記入すること。

(2) 地番（申請地、隣接地、対側地）、それらの筆界及び方位を記入すること。なお、筆界の境界杭や隣接地、対側地に公共団体との既協定線があるときは、必ず記入すること。

(3) 測量の年月日及び測量者の資格（職）氏名を記載し、押印すること。ただし、作製者が別の場合には、その者の資格（職）氏名も記載し、押印すること。

(4) 横断面図の位置を表示すること。

7 実測横断面図（標準縮尺1/30～1/100）

- (1) 縮尺は現地の状況等に応じて適宜とし、地形に応じて必要箇所について作製し、申請者の主張する境界線を朱線で記入すること。
- (2) 測量の年月日及び測量者の資格（職）氏名を記載し、押印すること。ただし、作製者が別の場合には、その者の資格（職）氏名も記載し、押印すること。

8 現況写真

申請地と道路敷（河川敷）の境界が分かる遠近写真を添付すること。

9 その他

- (1) 申請書には、登録された印鑑で押印すること。法人の場合は、代表者の資格証明書を添付のうえ、登録された印鑑で押印すること。
- (2) 申請地の登記簿上の所有者の住所が、現住所と異なっている場合は、住民票、商業登記事項証明書など、住所（所在地）を確認できる資料を添付すること。
- (3) その他上記以外で疑義があるときは、当所担当課と協議すること。

官民有地境界協定用図面作成上の留意事項等

第1 官民有地境界協定用図面について

- 1 官民有地境界協定用図面（以下「図面」という。）は、申請者の費用で同一のものを2部作成し、当所に提出すること。
- 2 図面は、原則として1枚に位置図、公図（字限図）、実測平面図、実測横断面図を要領よく作成すること。ただし、余白部分を必ず残すこと。
 - (1) 位置図、公図（字限図）、実測平面図、実測横断面図の作成に当たっては、「官民有地境界協定申請事務の取扱いについて」第4の2、3、6、7を参照すること。
 - (2) 図面が複数にわたる場合、編冊のうえ、申請地の土地所有者、代理人及び隣接土地所有者の割印を押印すること。
 - (3) 官民有地境界線は朱線で表示し、点間距離を記入すること。
 - (4) 申請地番（朱線で表示すること）、隣接地番、対側地番及びそれらの筆界を表示すること。
 - (5) 隣接土地、対側地の既協定線は、協定年月日とその範囲を明示すること。
 - (6) 図面には、作成者の氏名、資格及び登録番号並びに測量年月日を記入し、作成者が記名押印又は署名押印すること。
 - (7) 申請地の土地所有者は、必ず自筆で、現住所を記入し、署名押印すること。ただし、法人の場合は記名押印すること。
 - (8) その他当所担当課の指示に従うこと。

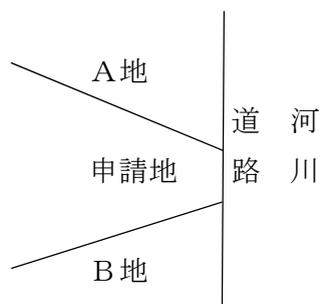
記入例

官民有地境界協定図		
申請箇所 ○○市○○町○○番	位置図	公図写し (公図と同様の着色)
実測平面図	転写年月日 法務局名、転写者職氏名	
実測横断面図 (全幅)	○○市○○町○○番地先に当たる県道○○線道路敷 (河川敷)と○○所有地との官民有地境界について は、本図朱線により協定する。	
測量年月日 測量者の資格・登録番号 (職)氏名 ⑩	令和 年 月 日	兵庫県阪神北県民局長 ○○ ○○
座標リスト	申請地の土地所有者 現住所 氏名 ⑩	
	本図朱線で示された官民有地境界に同意します。 ○○番所有者 現住所 氏名 ⑩	

第2 隣接土地所有者の同意について

1 隣接土地所有者の同意が必要となる範囲

(例)



A, B地の土地所有者の境界同意印が必要である。

2 隣接土地所有者の同意については、図面の余白部分に、

「本図朱線で示された官民有地境界に同意します」と記入のうえ、
自筆で○○番所有者、現住所、氏名を署名押印（法人の場合は記名押印）すること。

第3 図面に使用する印鑑について

申請書に押印した印鑑（実印）を使用すること。

第4 その他（申請書の返却について）

次の各項に該当する場合、申請書を返却することがありますので留意願います。

- 1 申請者が申請地の所有者でない場合、又は所有者でなくなった場合
- 2 申請者が申請地の所有者の委任を受けていない場合
- 3 官民有地境界線について当所との協議が成立しない場合
- 4 申請地又は隣接地が権利や境界について疑義がある場合
- 5 隣接地の土地所有者の境界同意が欠けている場合
- 6 申請箇所が協定済の場合
- 7 申請地付近の公図と現況が相違している場合
- 8 当所が申請者に対して提出を求めた資料等、相当期間経過後も提出しない場合
- 9 現地立会い及び調査が終了し、官民有地境界の協議が成立した後、9箇月経過後も図面を提出しない場合

連 絡 先

〒665-8567

宝塚市旭町2丁目4番15号

兵庫県阪神北県民局 宝塚土木事務所

TEL 0797-83-3101 (代)

管理第1課 内線311・312

管理第2課 内線315・316

官民有地境界協定申請書

令和 年 月 日

兵庫県阪神北県民局長 様

申請者住所

氏名 印

電話 () -

代理人住所

氏名 印

電話 () -

下記により、官民有地境界協定を受けたいので、申請します。

記

- 1 申請箇所 _____
- 2 隣接公共施設名 国(県)道 敷地
- 3 協定を必要とする理由 _____
- 4 添付図書
 - (1) 印鑑証明書
 - (2) 位置図
 - (3) 法務局備付地図 字限図 土地所在図 地積測量図
 - (4) 土地登記事項証明書(全部事項証明書)
 - (5) 周辺土地調書
 - (6) 実測平面図
 - (7) 実測横断面図
 - (8) 現況写真
 - (9) その他必要と認める図書
- 5 その他
 - (1) 申請書提出部数2部(正本1部・副本1部)
 - (2) 立会日については担当職員と連絡のうえ決定すること。

土地調書

土地の所在()

字	地番	地目	公簿面積 (m ³)	所有者住所氏名 (原因・年月 日)	分筆等沿革 (年 月 日)	地積測量図 有・無
						有・無
						有・無
						有・無
						有・無

年 月 日

神戸地方法務局

支局

出張所にて調査

調 査 者 印